

ひたちなか市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成30年 3月 9日

改正 令和 5年 3月23日

ひたちなか市農業委員会

第1 基本的な考え方

ひたちなか市は、茨城県のほぼ中央部、県央を流れる清流那珂川の河口に位置し、東京から約100km圏にある。西は常磐自動車道の通る那珂市に、北は東海村、南は那珂川を挟んで県都水戸市と大洗町に接し、東側は約13kmの海岸線を有する太平洋に面している。

市の産業構造は、水産業を基幹産業とする那珂湊地区と県下有数の工業都市としてめざましい発展を遂げてきた勝田地区からなっている。また、ひたちなか地区では、東京湾沿岸地域の港湾物流機能を補完する中核国際港湾としての常陸那珂港をはじめ国営ひたち海浜公園の整備などの大規模な事業が進められている。市の大部分は、海拔約21m～35mで、阿武隈山系から緩やかに傾斜している那珂台地の南東端にあり、起伏の少ない平坦な台地で畑地や山林が広がっているが、台地の一部は都市化が進行してきており、市街地の周辺は宅地化などが進んでいる。また、那珂台地を中小河川がくさび状に入り込んで流れており、この下流地域と那珂川沿岸は海拔7m程度の水田地帯となっている。

温和な気候と平坦な農地、首都圏に近接していること等有利な立地条件を生かして水稲、麦、甘藷（干いも用を含む。）を主体に酪農、養豚、一部露地野菜等の農業生産を展開してきたが、近年、経営の近代化も進み、高品質、高収益性の作目、作型を導入して効率的かつ安定的な農業経営が生まれつつある。

このような状況の中、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須業務として、明確に位置付けられた。

また、農業生産展開の基盤となる優良農地の確保を図ることを基本とし、担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。）第19条第1項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）

が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、ひたちなか市農業委員会の指針として具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定め、地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

なお、この指針は改正基盤法第5条第1項に規定する茨城県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定するひたちなか市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごと、もしくは農業委員会が必要と認めるときに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動目標については「農業委員会による最適化活動の推進等について」(令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知)に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法及び評価方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A) : ha	遊休農地面積(B) : ha	遊休農地の割合(B/A) : %
現状 (平成29年4月)	2,594	78	3.0%
目標 (令和5年4月)	2,560	73	2.9%

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

○農業委員と推進委員のチーム制による農地法(昭和27年法律第229号)第30条第1項の規定による利用状況調査(以下「利用状況調査」という。)の実施について協議・検討し、農地パトロールとして農地の現況の調査を実施する。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」(平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知)に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動も同時に実施するほか、地区の状況に併せ、日常的に実施する。

○利用状況調査等による現場活動の結果に基づき、同法第32条第1項の規定による利用意向調査(以下「利用意向調査」という。)を実施し、農地集積及び遊休農地発生防止活動に反映させる。

○利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第 34 条に基づく農地の利用関係の調整を行う。
 ○利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

②農地中間管理機構との連携について

○利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付手続を行う。

③非農地判断について

○農地の利用状況調査によって再生が困難と区分された農地（森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地、または、周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる土地）の「非農地判断」について、協議、検討し、守るべき農地の明確化を図る。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用の集積目標

	管内の農地面積(A) : ha	農地集積面積(B) : ha	農地集積面積の割合(B/A) : %
現状 (平成29年4月)	2,594	229	8.8%
目標 (令和5年4月)	2,560	316	12.3%

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

①「地域計画」の作成・見直しについて

○農業委員会として、地域（1集落又は数集落）ごとに人と農地の問題を解決するため、「地域における農業者等による協議の場」を通じて、認定農業者等を地域の中心となる経営体と位置付け、それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある 10 年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」について市が作成と見直しを実施する際には、主体的に携わる。

②農地中間管理機構等との連携について

○農業委員会は、市町村、農地中間管理機構、農協等と連携し、(ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等

の農地、(ウ) 利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、「地域計画」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③農地の利用調整と利用権設定について

○管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整や利用権の設定（新規設定・再設定）を推進する。

○農地の区画・形状が悪い、大型農機具の搬入が困難、権利関係において係争中であるなど、営農条件が悪く受け手が少ない又は受け手がいない地域では、農地中間管理機構と連携しながら簡易な基盤整備事業等を活用し、営農条件の改善を図り、併せて新規参入の受け入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

○各委員は現場活動の一環として、担当地区を中心に、土地持ち非農家や高齢世帯の農家などへの個別訪問や、認定農業者を中心とした地域の担い手農家及び新規就農者とのコミュニケーションを密にすることにより、農地の出し手、受け手の掘り起こしを実施する。

④農地の所有者等を確認することができない農地の取扱い

○農地の所有者等を確認することができない農地については、公示手続を経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

⑤関係機関との連携について

○農業委員会は市町村、農地中間管理機構、JA等と連携し、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入（法人含む。）の促進について

(1) 新規の農業経営参入の目標は毎年1経営体とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

○新規就農・人材確保対策の推進を重点施策に掲げる茨城県農業会議を中心とした、JA、農地中間管理機構等の関係機関と連携し、管内の農地の借入れ意向のある新規参入希望者を把握し、必要に応じ、各種手続き等に関する相談や、現場見学を実施する。

(3) 新規参入希望者に対し農業委員と推進委員が務めるべき役割について

○農業委員及び推進委員は、農業者の高齢化により耕作放棄地となりうる農地や遊休化のおそれのある農地の情報を把握し、新規参入希望者等に集約する等の支援を行う。また、

これら積極的な支援に合わせ、地域との受入条件の調整等において、相談役、後見人等の役割を担い、未来に向けた安定的営農へフォローアップを行う。

(4) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

ひたちなか市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、ひたちなか市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・農家への声掛け等による意向把握
- ・「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・「地域計画」の定期的な見直しへの協力